

(案)

和光市勤労福祉センター在り方検討委員会
報告書

令和4年5月9日

目 次

はじめに ～委員会設置の背景～	P. 1
I 勤労福祉センターの設置から現在まで	P. 2
1 施設概要	
2 運営方式の変遷	
II 勤労福祉センターの運営状況と課題	P. 3
1 運営状況	
2 利用者からの勤労福祉センターの在り方に対する意見	
3 課題	
III <u>勤労福祉センターの計画上の位置付け</u>	P. 7
1 <u>和光市総合振興計画基本構想と和光市産業振興計画</u>	
2 和光市公共施設マネジメント実行計画	
IV <u>市内スポーツ施設等の設置状況</u>	P. 8
V 期待される勤労福祉センターの在り方	P. 8
1 委員からの意見	
2 委員会としての勤労福祉センターの運営の方向性（期待される役割）	
付属資料	P. 12

はじめに ～委員会設置の背景～

本報告書は、市役所【事業】総点検の対応方針で定められた方向性の具体化として、和光市勤労福祉センター（以下「勤労福祉センター」という。）の今後の運営の在り方について、本委員会としての見解をまとめたものです。

勤労福祉センターは、平成4年11月に和光市松ノ木島土地地区画整理組合から受けた負担付き寄附などにより、調整池上部を活用した勤労者の福祉増進に寄与するための施設として設置しました。開設以来、サービスの向上と効果的・効率的な運営に取り組んでまいりました。その後、令和3年1月に、市の財政運営において、社会保障経費や施設の維持管理費など経常的経費の増加や新型コロナウイルスの感染拡大が続き、厳しい財政運営が見込まれるとして徹底した経費縮減への取組等が示され、10月に市役所【事業】総点検対応方針では「貸室などの機能に絞ったうえで、指定管理者制度から直営業務委託方式に見直す」との方向性が公表されました。この市役所【事業】総点検の結果を受けて、指定管理者制度を廃止し市の直接運営とし、設備の一部廃止等を行うとした「和光市勤労福祉センター条例の一部を改正する条例を定めることについて」の議案を令和3年12月に上程しましたが、利用者やご尽力頂いた組合関係者など市民の意見を聴くとともに丁寧に説明するべきとして見送られました。

本委員会は、このような背景のもと、市内関係団体を代表する者、松ノ木島土地地区画整理組合の関係者、公募による利用者、勤労福祉センターの近隣事業者、市の職員による検討の場として令和4年2月に設置され、計3回の会議において委員からの様々な意見により勤労福祉センターの在り方について検討いたしました。

今後の勤労福祉センターについて、将来を見据えた新たな形の勤労者及び市内企業等の福祉増進に向けて、本委員会での結論を、ここに報告いたします。

I 勤労福祉センターの設置から現在まで

1 施設概要

現在の施設は、以下のとおりです。

名 称	和光市勤労福祉センター「アクシス」
所 在 地	和光市新倉7丁目10番7号
開 設 日	平成4年11月
構 造 等	鉄筋コンクリート造3階建、 敷地面積2,472 m ² /建築面積1,482 m ² /延べ床面積3,133 m ²
目 的	勤労者のスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、勤労者福祉の増進を 目的とした体育施設及び集会施設
構 成	1階/駐車場 ※水害対策として調整池機能有り 2階/アリーナ（体育室）、アスレチックルーム、浴室、更衣室等 3階/会議室A・B、和室A・B
開館時間	10:00～22:00（入館受付は21:00まで）
休 館 日	毎月第4月曜日、年末年始（12月29日～1月3日）

2 運営方式の変遷

勤労福祉センターは、これまでサービスの向上と効果的・効率的な運営に資するため、委託や指定管理者制度の導入など、以下のとおり様々な工夫や検討をしながら運営を行ってきました。

平成 4年11月	市の委託による運営（法人が管理運営を包括的に実施）
平成18年 4月	市の委託による運営（市が直接運営、個別業務委託方式に変更）
平成23年 4月	指定管理者制度を導入、指定管理者による運営を開始 指定管理者：シンコースポーツ・サンワックス共同事業体 指定管理期間：平成23年4月～平成28年3月
平成28年 4月	指定管理者による運営 指定管理者：シンコースポーツ・サンワックス共同事業体 指定管理期間：平成28年4月～平成33年3月（令和3年）
令和 2年	公共施設マネジメント実行計画により、さらなる民間活力の導入として和光市アーバンアクア公園との一体的な管理運営の検討を開始
令和 2年12月	上記検討の結果、和光市アーバンアクア公園との一体的な管理運営は取り止め。指定管理期間を令和4年3月31日までに延長
令和 3年10月	市役所【事業】総点検対応方針において、勤労福祉センターの運営について「貸室などの機能に絞ったうえで、指定管理者制度から直営業務委託方式に見直す」との方向性が決定
令和 3年12月	上記、市役所【事業】総点検の結果を受けて、令和4年度から市の直

接管理運営、設備の一部廃止などを内容とした「和光市勤労福祉センター条例の一部を改正する条例を定めることについて」の議案を上程したが、利用者、組合関係者など市民の意見を聴くとともに丁寧に説明するべきとして否決

令和 4 年 1 月 利用者に対し施設運営及び今後の在り方に関するアンケートを実施

令和 4 年 2 月 「和光市勤労福祉センター在り方検討委員会」を設置

第 1 回在り方検討委員会（書面）を開催

令和 4 年 3 月 第 2 回在り方検討委員会を開催

令和 4 年 4 月 指定管理者による運営

指定管理者：シンコースポーツ株式会社

指定管理期間：令和 4 年 4 月～令和 4 年 9 月

第 3 回在り方検討委員会を開催

令和 4 年 5 月 第 4 回在り方検討委員会（書面）を開催

II 勤労福祉センターの運営状況と課題

I 運営状況

指定管理者制度を導入し、2 期目となる平成 28 年度以降の勤労福祉センターの運営状況は、以下のとおりとなっています。

※第 1 回会議資料 和光市勤労福祉センターの利用実績を元に作成

(1) 開館実績

単位：日

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
営業日数	347	347	347	318	274

(2) 利用実績

単位：人

上段：利用人数（延数） 下段：1 日当たりの利用人数		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
アスレチックルーム		25,600 74	24,633 71	27,138 78	25,886 81	8,327 30
団体利用	アリーナ	8,921 26	9,822 28	9,760 28	9,316 29	6,405 23
	会議室	3,207 9	3,199 9	3,660 11	4,312 14	1,618 6
	和室	596 2	634 2	963 3	1,020 3	497 2
団体利用計		12,724 37	13,655 39	14,383 41	14,648 46	8,520 31

（参考：アスレチックルームと同様施設の実績）

単位：人

総合体育館トレーニング室利用人数（延数）		44,920	51,839	50,244	11,802
1 日当たりの利用人数		130	151	145	43

アスレチックルームの利用者数は、令和元年度までは平均で25,000人を上回っていましたが、令和2年1月以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言等の影響や感染防止対策として一時休館や営業時間の短縮等を行ったことから、令和2年度の利用者数は約8,300人と著しく減少しています。1日当たりの利用人数は1日80人程度で推移していたところ、令和2年度は30人に減少しました。

団体利用施設のアリーナ（体育室）の利用者数は、令和元年度まで概ね9,000人を超えていましたが、令和2年度では、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく下回り6,400人程度に減少しました。会議室と和室は、新型コロナウイルスの影響も受けていますが、それ以前から利用者数が少なく有効活用がされておりません。

令和4年4月に入り、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言等の発令はありませんが、未だ感染者が多く発生しており、感染防止対策を講じた運営は必須です。

(3) 勤労福祉センターの経費の推移

※第1回会議資料 和光市勤労福祉センターの経費の推移を元に作成

単位：円

歳入		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
指定管理料（市から・コロナ感染症支援金含む）		41,538,550	41,259,880	41,259,510	41,555,160	43,168,413
利用者収入	アスレチックルーム	9,593,820	8,733,240	9,981,840	9,357,660	3,006,240
	アリーナ、会議室、和室等	3,688,520	3,870,665	4,408,930	4,297,660	2,108,740
利用者収入 小計		13,282,340	12,603,905	14,390,770	13,655,320	5,114,980
自主事業収入	教室売上（スポーツ、カルチャー等）	2,311,750	2,930,810	3,090,290	2,632,608	1,032,154
	物販等売上、その他	2,478,113	2,283,012	2,697,374	2,012,570	992,208
自主事業収入 小計		4,789,863	5,213,822	5,787,664	4,645,178	2,024,362
歳入総合計		59,610,753	59,077,607	61,437,944	59,855,658	50,307,755

歳出		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人件費	社員、アルバイト	25,327,239	25,579,095	25,212,988	24,951,677	24,098,988
需用費・役務費	光熱水費、修繕費、保険料、消耗品費等	14,307,639	14,652,089	16,784,735	15,770,194	11,712,957
維持管理費	清掃、機械運転管理、各種設備点検等	11,485,532	12,448,272	13,965,716	12,418,071	12,027,769
管理運営業務費 小計		51,120,410	52,679,456	55,963,439	53,139,942	47,839,714
教室事業費	インストラクター報酬費、消耗品等	1,216,286	1,456,317	1,439,670	1,158,890	365,440
その他経費	販売管理費、イベント代等	5,263,753	10,219,065	6,568,858	6,342,042	6,542,798
教室事業・その他経費 小計		6,480,039	11,675,382	8,008,528	7,500,932	6,908,238
歳出総合計		57,600,449	64,354,838	63,971,967	60,640,874	54,747,952

歳入総合計	59,610,753	59,077,607	61,437,944	59,855,658	50,307,755
歳出総合計	57,600,449	64,354,838	63,971,967	60,640,874	54,747,952
収入差額	2,010,304	-5,277,231	-2,534,023	-785,216	-4,440,197

歳入は、コロナ禍以前の平成30年度までは、自主事業収入に増加傾向が見られ、指定管理料は、4,100万円台、利用者収入は概ね1,300万円台、指定管理者の自主事業収入は500万円程度の収入を確保し運営を展開していました。歳入合計の割合では、指定管理料が約70%、利用者収入が約22%、自主事業収入が約8%となっています。

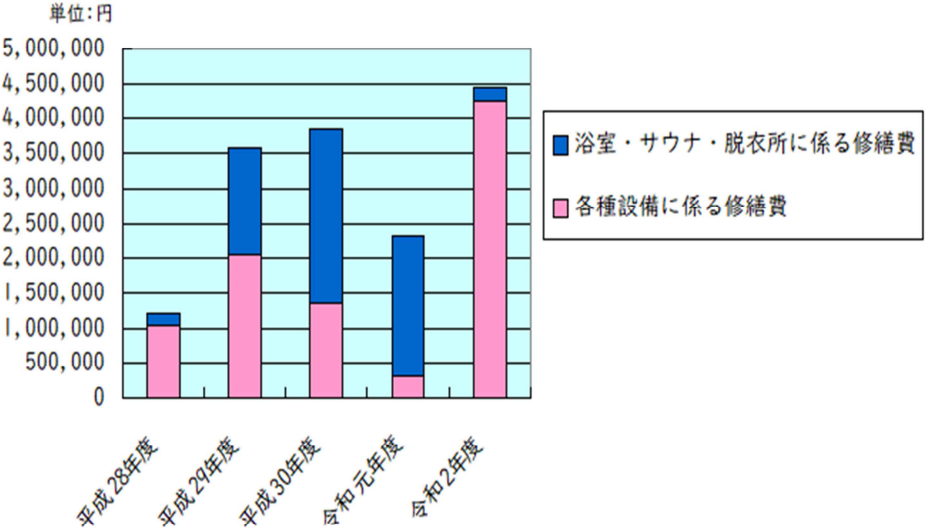
令和元年度から新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、利用者収入及び自主事業収入が著しく落ち込み、令和2年度の歳入合計は前年度に比べ約950万円減少しています。

歳出では、管理運営業務費のうち、人件費が約50%を占め、光熱水費や修繕費等の需用費・役務費が約30%、維持管理費が約20%となっています。

勤労福祉センター全体の経費の推移では、平成29年度以降、歳出総合計が歳入総合計を上回り、マイナスの運営が続いている状況です。恒常的に歳出の管理運営業務費が歳入の指定管理料を上回る他、その他経費に対して自主事業収入が少ないことも散見されるなど、民間ノウハウを活かしてサービスを向上しつつ、市の財政投入の抑制効果を図るといふ指定管理者制度導入のメリットが十分活かされていないのではないかと考えられます。

(4) 市費で対応した勤労福祉センターの修繕費

※第2回会議資料 和光市勤労福祉センター修繕関係実績（平成28年度から令和2年度まで）を元に作成



単位：円

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	合計
各種設備に係る修繕費	1,036,815	2,057,208	1,365,817	328,220	4,258,518	9,046,578
浴室・サウナ・脱衣所に係る修繕費	168,566	1,522,432	2,487,287	1,991,061	174,834	6,344,180
合計	1,205,381	3,579,640	3,853,104	2,319,281	4,433,352	15,390,758

過去、5年間における勤労福祉センターの修繕費は、増加傾向であることが伺えます。そのうち、浴室・サウナ・脱衣所に係る修繕では、平成29年度に約150万円、平成30年度に約250万円、令和元年度では男女浴槽の漏水に伴い、約200万円の修繕が発生しています。令和2年度は、浴室・サウナ・脱衣所以外の設備で、400万円以上の修繕が発生するなど、平成28年度から令和2年度までの累計は、1,500万円を超えています。

平成4年11月に開設してから30年を迎える施設となり、設備の老朽化に伴う維持管理費が膨らんでいる状況が見られます。

2 利用者からの勤労福祉センターの在り方に対する意見

市は、令和3年12月定例会で、勤労福祉センターを指定管理者制度から市の直接運営にすること等を内容とした議案に対して、議会からの「利用者、組合関係者など市民の意見を聴くとともに丁寧に説明するべき」との指摘を重く受けとめ、利用者に対して勤労福祉センターの運営状況や修繕等運営費に関する資料を示すことなく、施設の在り方に関するアンケートを実施いたしました。約1カ月の間に143人の利用者から様々なご意見・ご要望を頂きました。

勤労福祉センターの在り方に対する主なご意見として、「講座や教室、お風呂、アスレチックジム設備は健康増進のため必要、今までどおりの運営継続を強く望む」が37%と最も多く、「講座・教室が充実しており継続してほしい」「アスレチックジムの縮小してでも存続を希望する」「浴室の廃止に反対」「浴室の廃止はやむを得ないが、ジムは存続してほしい」等、現在の設備や実施事業の継続を希望する意見が多くありました。

また、「場所が悪く、アクセスも悪い」「お風呂の利用者が1、2名で税金がもったいない」「故障が目立つ」「講座はいつも同じ内容で人数も同じ、アスレチックジムも利用者が少ない」と指摘。「複合的な運用やPFIやコンセッションなどの運営方法の検討をしてはどうか」「いつも空いていて税金がもったいないから運営の見直しは賛成」等、運営方式の見直しに肯定的なご意見や施設の建替えや代替施設の設置などの意見もありました。

3 課題

このように、勤労福祉センターは、アスレチックルーム、アリーナ（体育室）、会議室、和室等の設備がありますが、市内同様施設との比較でも利用人数が少なく、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けたこともあり、新たに登録を希望される個人・団体はほとんどいないため利用者数や利用回数の増加に繋がっていません。特に、会議室や和室の稼働率が低いことから、有効活用されるよう情報発信による施設周知、利用者の新規開拓が課題となっています。

管理運営にかかる歳出では、管理運営業務のうち約5割を人件費が占めている他、恒常的に設備の修繕を実施しており、浴室では漏水により多額の修繕費用が発生するなど、年々設備の不具合への対応が増加しています。施設や設備の故障により利用ができなくならないような定期的な点検や計画的な設備更新、又は修繕費用を抑えた運営への転換等、施設目的を損なわずに経費を抑制する運営の更なる工夫が必要です。

また、勤労福祉センターは、市北側の松ノ木島土地地区画整理地内の調整池上部の有効活用として建設していることもあり駐車場の台数も多く、和光北インターに近いため自動車を利用する方は利用し易い施設です。しかしながら、市の中心地へ発着する公共交通機関の利用では、施設に停留する市内循環バスの運行が1日7便である他、民間バスでは、施設に最も近い停留所から施設まで一程度の距離があるなど、自動車を利用しない方にとっては、交通の利便性に欠けるものとなっています。あらゆる年齢層に配慮したアクセス方法、時代に見

合った交通手段の導入も検討が必要です。

【 主な課題 】

- ✓有効活用がされるよう情報発信による施設周知及び利用者の新規開拓
- ✓定期点検や設備更新等、修繕費を抑制した運営への転換等、施設目的を損なわずに経費を抑制する運営上の工夫
- ✓あらゆる年齢層に配慮したアクセス方法、時代に見合った交通手段の導入検討

Ⅲ 勤労福祉センターの計画上の位置づけ

Ⅰ 和光市総合振興計画基本構想と和光市産業振興計画

第五次和光市総合振興計画基本構想（以下「基本構想」という。）は、長期的な展望に立ち市の目指すべき将来像を描くとともに、その実現に向けた総合的かつ計画的なまちづくりの在り方を示した総合計画で、和光市産業振興計画は、基本構想の目標像の実現に向けて、市の産業振興の方針を定めた個別計画です。

勤労福祉センターは、基本構想の「目標像 9 いきいきと仕事をし続けられる 施策 9-5 就労支援対策の推進」において関連公共施設に位置付けられています。和光市産業振興計画では、「方向性 5：いきいきと働く環境づくり 3. 就労意欲の向上や職業能力のスキルアップ」の施策において、勤労福祉センターの運営を掲げ、勤労者の余暇活動、サークル活動、また地域の交流等多様な活動ができる環境を提供するとしています。

そのため、勤労福祉センターは、就労意欲の向上や職業能力のスキルアップの視点も取り入れながら多様な活動ができる環境として整える必要があります。

2 和光市公共施設マネジメント実行計画

和光市公共施設マネジメント実行計画とは、和光市が保有している公共施設を自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する仕組みを検討する計画です。現在、第2次実行計画期間中（令和4年～令和8年）で、この計画期間中は、土地区画整理事業、再開発事業、ゴミ処理広域化等の事業が既に進行しており、公共建築物への投資は原則不可能としています。また、令和9年からの第3次実行計画期間では、深刻な小中学校の老朽化に確実に取り組む必要があるとしています。第2次実行計画では、市民生活の快適性あるいは利便性の向上を図るスポーツ・レクリエーション施設の中に、勤労福祉センターは位置付けられていますが、個別具体的な取組の予定はありません。しかしながら、スポーツ・レクリエーション施設は、官民連携と相性がよいことから、施設の設置目的を損なわないことを前提に、利便性や収益性向上を図るために民間活力の導入を積極的に推進する旨が記載されています。

これらのことから、勤労福祉センターは、第2次及び第3次実行計画期間中の建替えは困難と推測されるため、今後も現在の施設を適切に維持管理しながら、他施設との一体的な運営や民間活力の活用方法等、効率的・効果的な運営の検討は引き続き行う必要があります。

なお、第1次実行計画期間で、当時工事中の和光市アーバンアクア公園との一体的な運営を視野に民間活力の導入を検討しましたが、工事の進捗や民間対話の結果など検討の末、当該公園との一体的な運営の民間利活用は取り止めとなりました。

Ⅳ 市内スポーツ施設等の設置状況

市内の勤労者の福祉増進の機能を持つ公共施設は、勤労福祉センターの他、和光市勤労青少年ホームがあります。また、勤労福祉センター設置当時、スポーツ機能を持つ公共施設で屋外の施設は、荒川河川敷運動公園、和光市運動場などがありましたが、屋内の施設は勤労福祉センターの他、和光市勤労青少年ホームの体育室と公民館の体育室となり、スポーツに特化した屋内施設はありませんでした。

その後、平成19年度に和光市総合体育館、平成30年度に和光市アーバンアクア公園、令和3年度に和光市民プールが設置されるなど、市内に公共のスポーツ施設が整備され、勤労福祉センターが設置された当時と比較すると、市民がスポーツやレクリエーションを行いやすい環境になってきたことが伺えます。

近年では、健康志向の高まりに伴い、市内に民間企業が進出し、スポーツ事業を展開しています。

【 スポーツ・レクリエーション機能がある市内公共施設（令和4年3月31日現在） 】

- 和光市レクリエーション広場（昭和52年11月設置）
- 和光市荒川河川敷運動公園（昭和56年4月設置）
- 花の木ゲートボール場（平成9年4月設置）
- 和光市運動場（昭和62年5月設置）
- 和光市総合体育館（平成19年5月設置）
- 和光市アーバンアクア公園（平成30年10月設置）
- 和光市民プール（令和3年12月設置）

など7施設（公民館、和光市勤労青少年ホーム、勤労福祉センターを除く）

Ⅴ 期待される勤労福祉センターの在り方

Ⅰ 委員からの意見

本委員会では、勤労福祉センターの運営状況、施設・設備の修繕状況及び利用者に対するアンケート調査結果の資料により様々な意見が出されました。

【各委員からの主な意見】

- 修繕コストが掛かりすぎ。修繕費が増え続けるのならどこかの出費を抑えるしかない。
- 施設を継続するには、直接管理方式にし、運営は管理だけにすればよいのでは。
- コストは、施設が劣化していくと新しい時より増加する。今後も施設を継続すればコストが掛かることになる。
- 予算や老朽化の資料を見た時にこれだけ赤字だと厳しい。
- 修理実績でお風呂とジムの修繕費を足すと全体の割合に比べ毎年嵩んでいくのは苦しい。
- 民間は採算が合わないと止めることに繋がるが、公共施設は設置目的がある。その目的に対して時代の流れの中で変わっていくこともある。ただ、使っている人にとっては存続への思いがあり、使っていない人は不用、税金の無駄ともなる。どの分岐で持続するか、止めるにしてもただ人数が少ないから止めるのは違うのではないか。
- 自分の健康管理等でとても役立つ施設と知れば利用したいという人もいると思う。
- 主婦の人や子育て終わって一段落した人が健康管理に役に立つし、和光市にとって絶対にあった方がよい。
- イベント等踏み出せるきっかけがあればいい。健康寿命を考え、年配の方へお風呂を利用してもらい、間口を広げることも可能ではないか。
- 地震や天災など不測の事態にはお風呂や会議室が利用できるため存続することも必要。
- この施設は諦めて、住みやすい街に発展させるためにも、新しい施設を建て充実させるのが一番よいのではないか。
- 利用者としては、何としても残してもらいたいが、実際に資料をみると仕方がない。利用者に納得してもらい、ジムとお風呂は代替施設があるならその案内。会議室など残す設備を運営するにしても費用が掛かる。それをあと何十年続けるのか、費用を抑えるための一時的なつなぎなのか、運用目的が全く違う、公民館のようなイメージに変わった場合には、もうアクシスには行かないという人も出てくる。
- 利用者も結構いて、これから経費もかかり厳しいのだろう。集会所としてでもあのような施設はあった方がよい。
- 今の施設を徹底的に直し、アピールして利用者を増やすことができないのか。
- 費用対効果としてはバツ。代替施設はあった方がよい。
- 勤労福祉センターは人が少ないことが利点
- 施設へのアクセスが悪い。場所が不便である。

2 委員会としての勤労福祉センターの運営の方向性（期待される役割）

本委員会において出された意見は、いずれも勤労福祉センターが勤労者や利用者など市民にとって大切な財産であることを大前提にしているものであり、十分に考慮されるべきものと考えます。

勤労福祉センターの建設に当たっては、松ノ木島土地区画整理組合のご厚意により建設費用として多額の寄附を受けて設置していることから、施設の使用目標年限まで存続する限り、適切な維持管理を行い、基本構想や産業振興計画における施策推進の観点からも公共施設としての設置目的を果たしていく必要があると考えます。

勤労福祉センターの運営では、常にサービスの向上と効果的・効率的な運営に取り組んでいましたが、築30年を経過した施設の設備は、老朽化による故障が毎年発生しており、特に浴室やサウナ等の修繕コストが年々膨らんでいる状況であること、サービス向上を目指してはいるものの、歳出総合計が歳入総合計を上回る赤字運営であること、市の財政においても、経常的経費の増加や新型コロナウイルス感染拡大が続くなど非常に厳しく、勤労福祉センターの運営の縮減を求められています。このようなことから、勤労福祉センターの存続のためには、設置目的を逸脱しない範囲でアスレチックジムや浴室等の廃止、開館時間等の短縮など事業内容を縮小し、運営費を圧縮することは、やむを得ない手段であると考えられます。

一方で、上述のとおり、子育てや就労が一段落した方の健康保持や不測の事態への対応など間口を広げることも必要ではないか、今の施設を徹底的に直しアピールして利用者を増やすべきではないかという意見、利用者の継続希望する講座を参考に、勤労者のスキルアップができる講座を実施するなど、可能な部分は考慮されるべきと考えています。

また、新たな施設を望む声もあることから、新たな施設が整備できないのであれば、現在の施設を適切に管理運営しながら、代替施設となりうる公共施設を案内するなど、市の公有財産を有効に活用できるよう周知し、勤労者や市民の生活を充実させることも必要です。

苦渋の判断により事業内容を縮小する場合は、その後の利用状況や定期的な利用者アンケートの実施などニーズを適格に把握し、3年程度を目途に運営方式を含めた事業内容の見直しを行う必要があると考えます。見直しの進捗は、利用者等へ適時周知されるべきです。

また、事業内容の縮小により生み出された財源は、魅力ある勤労福祉センターの再生に活用されるべきと考えます。

なお、施設の老朽化に伴う維持管理の課題は、勤労福祉センターだけに限らず市内全公共施設に該当するものであり、適切に維持管理が行われるべきと考えます。

with コロナ時代の新しいライフスタイルが定着し、勤労福祉センターを心置きなく利用で

きる日が来ることが期待されています。

本委員会は、利用者の勤労福祉センターに対する思いを十分認識したうえで、検討しました。勤労福祉センターの浴室、アスレチックジム等の設備の存続を希望される方がいる中、何よりも多くの方がこの勤労福祉センターに愛着を持って大切に利用してきたことは、紛れもない事実です。事業内容を縮小する際は、これらの意見を十分踏まえ、産業振興計画の施策や設置目的に基づき、コンパクトながらも勤労者、利用者のニーズに合致した事業展開は必須であります。

常にサービスの向上、効果的・効率的な運営に資するための研究や改善、見直しを継続しながら、今後も魅力ある勤労福祉センターとして管理運営をされることを期待します。

付属資料

1 和光市勤労福祉センター在り方検討委員会委員名簿

令和4年4月27日現在

		選出区分	所 属	氏 名
1	委員長	学識経験者又は市内関係団体を代表する者	和光市商工会	浜口 武
2	副委員長	和光市勤労福祉センターの近隣事業者	(株) 原田製作所	田中 信幸
3	委員	松ノ木島土地区画整理組合の関係者		田中 和巳
4	委員	公募による施設利用者		真崎 聰一郎
5	委員	公募による施設利用者		井川 美絵子
6	委員	市の職員	企画部長	中蔦 裕猛
7	委員	市の職員	市民環境部長	喜古 隆広

※任期

和光市勤労福祉センター在り方検討委員会設置要綱第2条の規定による報告があった日限り

2 和光市勤労福祉センター在り方検討委員会検討経過

年月日	実施内容
令和4年2月25日 (通知日)	第1回 会議(書面開催) ・和光市勤労福祉センター利用実績について ・和光市勤労福祉センター経費の推移について 等の資料を送付し、内容確認
令和4年3月23日	第2回 会議(対面開催) ・利用者アンケートの結果について ・和光市勤労福祉センターの経費及び利用実績について ・市役所【事業】総点検対応方針において定められた、和光市勤労福祉センターの在り方、方向性の検討について
令和4年4月27日	第3回 会議(対面開催) ・和光市勤労福祉センター在り方検討委員会報告書(案)について
<u>令和4年5月6日</u>	<u>第4回 会議(書面開催)</u> <u>・和光市勤労福祉センター在り方検討委員会報告書(案)最終確認について</u>
令和4年5月 <u>9日</u>	和光市勤労福祉センター在り方検討委員会報告書 提出

和光市勤労福祉センター在り方検討委員会報告書

令和4年5月9日

和光市勤労福祉センター在り方検討委員会